

生物多様性あつぎ戦略改定方針

1 戦略改定の趣旨

生物多様性とは、生きものが持つ豊かな個性と結びつきのことをいいます。水や空気、食料の供給など私たちの生活は、微生物から動植物まで「あらゆる生きものがもたらす恵み」に支えられながら成り立っています。

生物多様性あつぎ戦略（以下「戦略」という。）は、平成25年3月の策定から10年が経過し、その間、絶滅危惧種の増加など生物多様性を取り巻く環境は変化しています。昨年採択された新たな世界目標や生物多様性国家戦略2023-2030の内容を踏まえ、戦略を改定するものです。

2 戦略改定の背景と目的

令和4年12月に、カナダのモンリオールで生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP15）が開催され、愛知目標に次ぐ2030年までの新たな世界目標となる「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。また、令和5年3月には国の戦略となる生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定されています。市域の生物多様性の保全を進め、本市の豊かな自然やその恵みを将来に継承していくため、これらの国内外の動向を受け、新たに示されている概念や施策を本市の地域特性と融合させながら戦略を改定します。

3 戦略の位置付け

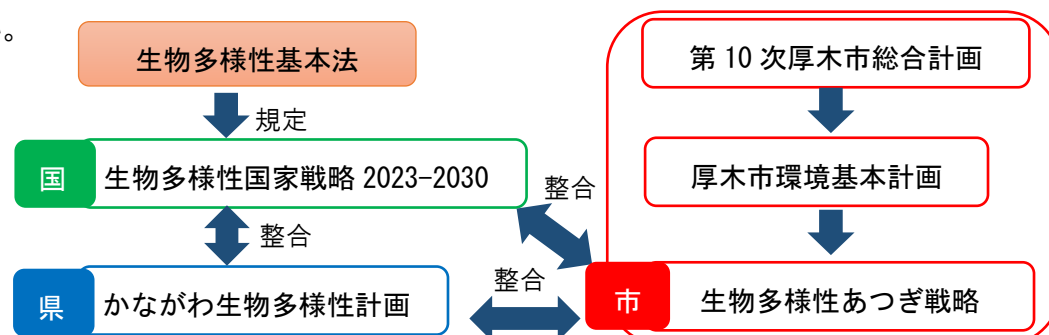
本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく市域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）であり、「第10次厚木市総合計画」の環境分野における個別計画の「厚木市環境基本計画」を補完する計画として位置付けるものです。

戦略の改定に当たっては、国の「生物多様性国家戦略2023-2030」や神奈川県「かながわ生物多様性計画」との整合を図りながら進めます。

【参考：生物多様性基本法（抜粋）】

（生物多様性地域戦略の策定等）

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。



4 戦略の目標期間

令和6（2024）年度を始期として、生物多様性国家戦略の中長期目標との整合性を図ることから令和12（2030）年度までを戦略の目標期間とします。

なお、令和8（2026）年度策定予定の第6次厚木市環境基本計画と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

5 戦略の範囲と対象

- (1) 範囲 市内全域
- (2) 対象 市民、事業者、学校、行政、その他関係機関等

6 現状の課題

市が令和3年度に実施した市民実感度調査では、「生物多様性の普及や保全」について、重要であると回答した市民の割合は32.4%であり、実感していると回答した市民の割合は4.3%でした。

また、国が令和4年7月に実施した調査結果では「生物多様性の言葉の意味を知っている」と答えた国民の割合は29.4%であり、本市が令和5年1月に実施したアンケートの結果では31.3%となっています。

生物多様性の保全について重要と考えている市民の割合や生物多様性の認知度については、いずれも3割程度となっていることから、生物多様性に係る基本的な概念の周知啓発が課題となっています。

7 戦略の改定に当たり考慮すべき事項

戦略改定に当たっては、次の項目を考慮して進めます。

- (1) 生物多様性国家戦略2023-2030で示されている新たな概念への対応
ネイチャーポジティブ（※1）や30by30（※2）、OECM（※3）、NbS（※4）等の新たな概念が国家戦略で示されていることから、本市の戦略に反映を検討する必要があります。

※1 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

※2 2030年までに陸と海の30%以上の保全を目指すこと

※3 Other Effective area-based Conservation Measuresの略。国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的かつ長期的に保全しうる地域のこと

※4 Nature-based Solutionsの略。森林保全による斜面崩壊の防止など社会課題の解決に自然を活用し、人間の健康と福利及び生物多様性による恩恵を同時にもたらすこと

- (2) かながわ生物多様性計画の改定

本市の戦略と同様に令和5年度中の改定を予定しており、改定の方向性や進捗状況等を確認しながら改定を進める必要があります。

- (3) シンボリックな重点保全エリアの検討

環境省が認定する「自然共生サイト（※）」への登録も視野に入れながら、生物多様性の保全のモデルケースとなるようなエリアの検討を進めます。

※ 国立公園等の既存の保護地域に加え、民間等の取組により結果的に生物多様性の保全に貢献している区域（企業緑地、里地里山など）について、国が認定する制度（令和5年度から開始）。

(4) 生物多様性が身近に感じられる普及啓発

水や空気の供給など、今の生活で当たり前となっている生態系サービスを市民に認識してもらい、ライフスタイルや行動変容のきっかけとするため、身近で分かりやすい普及と必要性の理解の促進に努めます。

(5) 事業者や大学等と連携した保全

生物多様性に関する保全活動の効果を高めるため、各取組主体の連携を促進します。また、生物の生息、生育環境には事業者や大学等が所有する緑地、雑木林なども含まれることから、より積極的に事業者や大学等と連携した保全に取り組みます。

8 改定の手法と市民参加

戦略の改定に当たっては、公募による市民、学識経験者、住民自治組織の代表及び関係行政機関の職員により構成された附属機関である厚木市環境審議会において検討します。

また、意見交換会の開催やパブリックコメントの実施により、市民の皆さまの意見を反映させた戦略改定を進めます。

9 進行管理

戦略の実効性を確保するため、PDCA サイクルに基づき、厚木市環境審議会 で取組状況を毎年度点検、評価するなど適正な進行管理を行います。

10 改定スケジュール

改定のスケジュールは、次のとおりとします。

日 程	内 容
令和5年8月	戦略の方向性、骨子（案）の検討【厚木市環境審議会】
8月	施策の方向性、体系（案）の検討【厚木市環境審議会 部会】
9月	具体的施策の検討【厚木市環境審議会 部会】
10月	生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会、意見交換会
11月	戦略（案）の作成
令和6年1月	パブリックコメントの実施
3月	戦略の改定